

宮崎県市町村橋梁データベースシステム開発業務 企画提案競技実施要領

1 業務の目的

各市町村では、点検結果を紙やエクセル等を用いた数値データで管理しており、地図情報や図面、写真等の相互管理はなされていない状況である。今後、莫大に増えていく点検結果の情報を適切に管理・更新し、今後効率的・効果的に維持管理を行うため、宮崎県市町村橋梁データベースシステムの構築を行うものである。

構築に際しては、県内の統一的な基準、指針となる宮崎県市町村橋梁長寿命化修繕計画策定指針に基づき、長寿命化修繕計画の策定ができる利活用機能を備えたシステムを構築することとする

2 業務内容

宮崎県市町村橋梁データベースシステム開発

詳細は、別紙「宮崎県市町村橋梁データベースシステム開発業務仕様書」のとおり

3 委託金額上限額

30,000千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

工期内の運用・保守管理費を含み、工期外の運用・保守管理費は含まない。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札契約参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく平成28・29年度の入札参加資格の認定を受けている者で建設関連業の業種が土木関係建設コンサルタント業務であること、又は、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者又は契約までに取得見込の者で、業種がサービス（電算業務）に関する業種のものであり、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 企画書等の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 平成19年度以降、同等のシステムを開発し、導入された実績を有する者であること。

- (7) 昭和46年宮崎県告示第93号に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、下記に問合せの上、平成29年6月30日(金)までに申請を行うこと。申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

宮崎県会計管理局物品調達課物品調達担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号(宮崎県庁1号館1階)
電話：0985(26)7208

5 スケジュール

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 実施公告 | 平成29年6月27日(火) |
| (2) 企画提案参加申込期限 | 平成29年7月6日(木) |
| (3) 質問書受付期限 | 平成29年7月13日(木) |
| (4) 企画書等提出期限 | 平成29年7月21日(金) |
| (5) プレゼンテーション | 平成29年7月27日(木) |
| (6) 審査結果通知 | 平成29年7月31日(月) |

6 参加申込の方法

(1) 参加申込書の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、参加申込書(様式第1号)及び代理人を選定した場合は委任状(様式第2号)を平成29年7月6日(木)午後5時まで(必着)に本要領中「13 問い合わせ及び書類提出先」宛に郵送又は持参により提出すること。

(2) 参加辞退

参加申込書の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届(様式第3号)を平成29年7月21日(金)「企画提案書等提出期限」と同じ)までに郵送又は持参により提出すること。ただし、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

なお、辞退したことにより、今後の各種調達において不利になることはない。

7 企画提案競技の方法

(1) 提出資料 ※各社の提案は1社1案のみとする。

① 企画提案書(A4版30ページ以内で、正本1部、副本6部提出)

ア 企画提案書は審査基準書の項目に従い、分かりやすい表現で具体的に記述すること。(メニュー画面、一覧画面、詳細画面等のデザインを含む。)

イ 委託仕様書に記載されていない独自の提案については、そのことが分かるようにタイトル等を工夫すること。

② 見積書(1部提出)

以下の内容を記載したものをそれぞれ1部提出すること。

ア 宮崎県市町村橋梁データベースシステムの構築に係る経費

イ 平成30年度7月以降の運用・管理の年間経費(5ヵ年分)

※ イの積算においては、年額150万円(消費税込)以下とすること。

なお、サーバー保守費やデータセンター利用料は含まないものとする。

ウ 宮崎県サーバー総合基盤の利用が出来ない場合は、平成30年度7月以降の想定

されるサーバー保守費及びデータセンター利用料（5ヵ年分）

※ いずれも必要経費の積算内訳がわかるものとする。

③ その他の書類

次のア～エの書類をそれぞれ1部提出すること。

ア 受託体制を示した資料

本業務に携わる技術者等の体制及び従事者数が分かるようにすること。

イ 業務スケジュール

想定している業務スケジュールを分かりやすく示すこと。

ウ 類似業務に関する主な受託実績

実績ごとに委託者名、業務概要、受託期間を明記すること。

エ その他

その他会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること
(パンフレット、リーフレットを添付する場合は、7部提出すること。)

(2) 提出方法

平成29年7月21日（金）17時まで（必着）

※本要領中「13 問い合わせ及び書類提出先」に郵送又は持参で提出すること。

(提出された企画提案書等は、提出後内容を変更できません。)

8 企画提案競技に係る質問

本企画提案競技について質問がある場合は、「宮崎県市町村橋梁データベースシステム構築業務委託企画提案競技質問票（様式第4号）」を平成29年7月12日（水）17時までに本要領中「13 問い合わせ及び書類提出先」宛にFAX又は電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として3日以内（県の閉庁日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容によっては、参加申込書を提出した全員に対して、質問及び回答を電子メールで送付することがある。

9 審査及び委託先の決定方法

提出された企画提案について、審査（プレゼンテーション）を次のとおり行い、最も優れた提案を選定する。

(1) 審査

① 審査委員会

企画提案の審査は、審査委員会において審査する。

② 審査手順

ア 審査

プレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。

※ 審査は、プレゼンテーション20分、質疑応答10分（予定）とする。

※ プレゼンテーションの日程については、平成29年7月27日（木）を予定しているが、場所や時間帯を含め、提案者には改めて連絡するものとする。

③ 審査基準

別紙「審査基準書」のとおり。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択に関わらず通知する。

(3) 契約の締結等

上記(1)②の審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。)ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

10 提案者が1者又はいない場合の取扱い

(1) 提案者が1者の場合

プレゼンテーションを実施し、審査委員会において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

(2) 提案者がいない場合

ホームページでその旨を公表する。

11 著作権

成果品に係る権利は、(公財)宮崎建設技術推進機構に帰属するものとする。

ただし、疑義が生じた場合は、その都度、協議することとする。

12 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、著作権法令等の法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加するものの負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で企画提案競技以外の目的に使用しない。
- (5) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、本要領中「4 参加資格」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
- ② 提出期限内に企画提案書の提出がされなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

13 問い合わせ及び書類提出先

〒880-0803

宮崎市旭1丁目2番2号 企業局庁舎5階

(公財)宮崎県建設技術推進機構 土木課 支援担当 井上、成田

TEL: 0985(20)1830

FAX: 0985(20)1850

E-mail: mks-17@mk-suishin.or.jp、mks-23@mk-suishin.or.jp